

災害時における医療ガス等の供給等に関する協定書

大分県知事(以下「甲」という。)と一般社団法人日本産業・医療ガス協会九州地域本部(以下「乙」という。)は、災害時における医療救護活動に必要な医療ガス等(以下「災害用医療ガス等」という。)の供給等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲が乙と協力して災害用医療ガス等を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

(災害用医療ガス等の範囲)

第2条 供給する災害用医療ガス等の範囲は、次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。  
(1) 医療ガス  
(2) 医療ガスの使用にあたり必要となる資機材等  
(3) その他甲が指定するもの

(災害用医療ガス等の供給等の協力要請)

第3条 甲は、災害時において、必要と認めるときは、乙に対し、災害用医療ガス等の供給等について協力を要請することができる。  
要請は文書によることとするが、緊急の場合には電話等によることができるものとする。

(緊急措置)

第4条 やむを得ない事情のため、前条による手続きがとれないときは、甲は直接乙の加入協会員に対し供給要請することができるものとする。この場合、甲はそれに伴う措置状況を、事後速やかに乙に連絡するものとする。

(要請事項の処置)

第5条 乙は、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

(災害用医療ガス等の供給等の協力実施)

第6条 乙は、第3条の規定により甲から要請を受けたとき、又は必要と認めるときは、乙の加入協会員を通じ、災害用医療ガス等の優先供給及び輸送等について積極的に協力するものとする。  
2 乙は、災害用医療ガス等の供給先(医療施設、救護所及び避難所等をいう以下同じ。)について、甲の指示を受けるものとする。供給先においては、甲が品目及び数量を確認のうえ、引き取るものとする。

(輸送体制の確保)

第7条 災害用医療ガス等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保及び交通規制区域の通行等について、甲は、必要な措置を講ずるものとする。

(医療ガスを使用する施設の安全性等の確認)

第8条 医療ガスを使用する施設の安全性等を確認する必要がある場合には、甲は乙に対し、安全性等の確認について協力を要請するものとする。

(災害用医療ガス等の供給体制)

第9条 乙は、甲から災害用医療ガス等の供給の要請がある場合に備え、供給先へ迅速に供給できる体制整備を図るよう努めるものとする。

(費用の負担)

第10条 甲は、供給要請した災害用医療ガス等の実費については、その実費を供給業者に支払うものとする。  
2 前項の費用については、災害発生直前における適正な価格とする。

(情報の収集及び提供)

第11条 甲と乙は、災害時において、被災地域の状況及び被災者の救護状況並びに医療施設及び救護所の災害用医療ガス等に関するニーズの収集に努め、情報交換を行うものとする。  
2 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び災害用医療ガス等の供給体制について、調査研究を行うとともに、情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議事項)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、双方が誠意ある協議を行うものとする。

(有効期限)

第13条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から起算して1年間とする。ただし、甲乙いずれかの申し出がない場合は継続するものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。なお、乙は乙の加入協会員に周知するものとする。

平成24年11月16日

甲 大分市大手町3丁目1番1号

大分県知事 広瀬勝貞

乙 福岡県北九州市小倉北区魚町3-1-10

一般社団法人日本産業・医療ガス協会九州地域本部

医療ガス部門本部長 岩切充弘

